

自 令和5年9月12日

至 令和5年9月12日

令和4年度
遠別町各会計決算審査特別委員会会議録

遠別町議会

決算審査特別委員会会議録

開 会 令和5年9月12日 午前10時00分

閉 会 令和5年9月12日 午後 2時41分

◎審査付託事件

(1) 認定第1号	令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について
(2) 認定第2号	令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(3) 認定第3号	令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(4) 認定第4号	令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
(5) 認定第5号	令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
(6) 認定第6号	令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(7) 認定第7号	令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について

会議の経過

令和5年9月12日

<p>委員長</p>	<p>おはようございます。第4、失礼しました。令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本特別委員会は令和5年第7回遠別町議会定例会において付託を受けました。令和4年度遠別町一般会計ほか6会計の決算認定について本日から審査を行います。なお、議長並びに議会選出監査委員を除く議員全員の構成で設置され、不肖、私が委員長に指名されましたので、委員長の職務を懸命に努めたいと思います。どうか委員各位におかれましては、決算認定の意義について深い思いを持って、真剣な審査に臨んでいただきますよう切に念願するものであります。また、町長以下、執行機関、当局並びに職員の皆様方には審査期間全般を通じて、実のある審査ができますよう、スムーズな委員会運営にご協力をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>議場内が暑くなっていますので、上着を脱いでいただいで結構です。また、発言の際にはマスクを外し、起立して発言願います。また、会議中私語は慎むようお願いいたします。はい、本日の出席委員は6名全員であります、失礼しました、只今から令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会を開催いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の出席委員は6名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の特別委員会を開きます。なお、小森議長においては、地方自治法105条の規定による権限での出席となりますことを報告いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>本委員会に付託されました、認定第1号、令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定についてを議題といたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議を進めてまいります。令和4年度遠別町各会計歳入歳出決算書及び令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算書については、先に配付しておりますので、委員の皆さんは内容をよく精査され、質問の要点を取りまとめられておられることと思いますが、委員会の審査方法についてお諮りいたします。まず最初に、令和4年度遠別町各会計歳入歳出決算審査にかかる監査委員の意見書について質問を受けた後、会計ごとに決算書について質疑、その後にかかる「財産に関する調書」の質疑を行った後、総括的質疑を受けます。それを各会計で順次行い、その後、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算審査にかかる監査委員の意見書について、質問を受け、病院事業会計の決算書について質疑を受け、「財産に関する調書」の質疑の後、病院事業会計の総括質疑を行うことでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>異議なしと認めます。そのように進めてまいります。</p>
<p>委員長</p>	<p>令和4年度遠別町各会計歳入歳出決算審査に係る監査委員の意見書について質疑を受けます。無いようですので、以上で監査委員の審査意見についての質疑を終わります。次に会計ごとの決算書について質疑を受けます。それでは、認定第1号、令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算事項別明細書から款を合わせて歳出から行います。また、説明委員の交代もスムーズをお願いいたします。1款議会費から2款総務費まで。31頁から47頁です。質疑はございませんか。はい、8番國部委員。</p>
<p>國部委員</p>	<p>はい、決算書の34頁ですね、使用料及び賃借料ということで、47万5,200円。これ、ホームページのサーバー利用料だと認識しておりますが、ホームページ、現在、新しくリニューアルするというので、プロポーザルが、の手続きは進んでるのは承知しておりますが、現在のホームページの利用料が、約50</p>

	<p>万ぐらい47万かかっているということで、決算がされてるんですけども、どうもですね、このホームページの利用に関して、私が監査委員時代に何度か指摘もありましたし、議会の中でも、その使い方によって、について質問が、更新されてないとか、なんとか、いう話があったと記憶しております。で、現在ですね、見てみると、以前指摘されたところの右側のカレンダーの部分ですか、が、9月の部分を見ると、モノマネショーのみと、で、その前後は全くないと、これがはたしてそのホームページを、この47万何某の有効利用になっているのかっていう疑問がございます。で、もう1つですね、今タブレットなりなんなりお持ちの方はトップページを開いていただければあれなんですけれども、その真ん中あたりに利用料が変わりましたっていうことで、令和2年のリンクがあるんですけども、その最初に、入浴料が450円というふうに出てるんですけど、今480円、入浴料ですね、公衆浴場の、と認識しております。はたしてですね、こういう利用に関して、適正に運用されているのかっていうのは非常に疑問でございます。ちょっとその辺お答えいただきたいと思います。</p>
委員長	西尾住民課長。
住民課長	<p>はい、國部委員の質問にお答えしたいと思います。ホームページにつきましては、確かに現状ですね、ちょっと古い情報ですとか、更新されてないっていうのはおっしゃられるとおりでございまして、で、載ってる情報につきましては各課のですね、課とか、担当課の情報もありますので、その辺の連絡とかですね、更新についてちゃんとできるようにしたい、これからしていきたいというのもありまして、で、今年度ですね、ホームページリニューアルということで、今現在進めてるところでございますので、その中でですね、適切に、今度更新とかしていきたいようにですね、改善していきたいと思います、はい。</p>
委員長	よろしいですか。國部委員。
國部委員	<p>リニューアルは見てくれというか、その箱・器の話で、更新するのはそのまま町職員の方がされると思います。で、これ意識を変えないとですね、これ右側のそのカレンダーに関しては、多分2、3回指摘されてると思うんですけど、指摘した後ですね、更新は入るんですけど、そのままどんどん減ってってゼロになっていくということが何度も繰り返されてるわけですね、これ、何某かのその意識改革とですね、あとは管理体制ですかね、例えばその全体をこう眺めてっていうか、そのチェックする機関というかですね、何かがないとトップページの真ん中のリンクが既に違う情報出てるっていうのは、町職員ね、70何名でしたっけ、いらっしゃって、誰も気づかないんですかっていう疑問になるわけですよ。ですので、その管理体制というかですね、そういったのをちょっと考え直さなきゃいけないんじゃないかなと考えているところでありまして、その辺いかがでしょうか。また意識を変えるっていうだけでは前と同じ感じになってしまうんですか、いかがでしょうか。</p>
委員長	富士原副町長。
副町長	<p>國部委員のおっしゃるようになりますね、職員の意識を変えていかないと今のホームページ自体の更新についてはですね、それぞれのところで、とりあえず、先ほど課長が言ったように、担当する分については更新している。そこについて、やはり住民課のメインとなるところが、チェックなり、あと情報化委員会開いて、その中でしっかりチェックしてですね、更新をスムーズにしていく体制を整えていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。はい、國部委員。
國部委員	<p>プレミアム商品券、決算書の41頁、効果表の23頁ですね、コロナ対策でプレミアム商品券事業を行って、と思うんですけども、今回、2回に分けて、令和4年ですね、2回に分けて実施されてると思います。で、夏がですね、7月24日に発売開始で、翌12時20分に完売。冬が11月13日に発売開始して、その日の15時35分に完売しているところですね、どうも手に入らないという意見を聞きます。で、これ2回に分けたのが私としては失敗だったんじゃないかと思ってまして、結局最初に並ぶ2,000組ですか、2,000セット、2,</p>

	<p>000セットが最初に並んだその方が恐らく重複して先に手に入ってると思うので、かえってこの世帯カバーというかですね、が下がってると思われるんですが、その辺についてその事業、この事業どう捉えているか、お聞きしたいと思います。</p>
委員長	<p>小森経済課長。</p>
経済課長	<p>はい、こちらについては、昨年、2回に分けて販売させていただきましたが、遠別町の世帯、1,303世帯、令和4年度時点ですね、に対しまして2回を発行しまして、それぞれ1回目は681件、2回目は674件と数字的にいきますと世帯数を上回ってるっていうことは押さえられるんですが、確かに重複も考えられるっていうところで、その辺の部分が昨年はちょっとセット数も多かったんで、2回に分けようっていうところで商工会とも協議しながら行いました。ちょっとこの部分、そういう声も聞いておりますので、今年度について…、新年度っていうか、今年度につきましては、従来どおりの形になるんですが、それを踏まえながら、また今年度については対応していきたいなど。ただ、数字的にいくと重複もあるんですが、一定程度、世帯数でいけばカバーできたのではないかなという思いもありながら、令和4年度については、行ったということで考えております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。國部委員。</p>
國部委員	<p>延べ世帯数ではそうなってますけれども、想像ではあるんですけども、恐らくそのカバー世帯としては、恐らく減ってると考えられます。で、これが10年以上この事業を行っていただいてまして、もう大分定着して、最初のうちはこう段々、完売まで時間が多少かかってた部分が、もう最近は人気になってる部分もありますが、逆にそれで手に入らないとか、買えないとかっていう話が結構来しております。で、商工会と恐らく協議してやってると思うんですけども、一人、一世帯あたりの購入上限を3セットにしたり、5セットにしたり、4セットにしたりっていう部分でやってるとは思うんですけども、ここのですね、世帯をカバーするっていう部分とですね、その今の物価高っていう部分を考えてですね、今後、もうちょっとその世帯をカバーする上での、何て言うんでしょう、補助の増額ですとかね、そういった見直しの部分も必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょう。</p>
委員長	<p>笹川町長。</p>
町長	<p>プレミアム商品券の販売方法につきまして、いろんなことを想定しながら、また、いろんな販売方法でこう何年かやってきてるっていうようなことで、國部委員おっしゃるように、全世界帯に行き渡っているのかどうかは私自身も確証はありません。ただやっぱり、段々こう回数重ねるごとに、プレミアム商品券を使うことによって、買い求めて、それを買い物に使うことによるメリットってのが消費者は見えてきてると、何て言いますか、上限のセットを3セットにしたり、上限をなしにしたりって、いろんなことやってますけども、そういったプレミアム商品券を買い求めることによる、何て言いますか、余裕のある方は結局もう、どうやったらよりメリットが多くなるのかっていうようなことを考えるっていうようなことに、なってきたのかなというふうに思います。当初、このプレミアム商品券を発行したときには、60歳以上のお年寄りを先についていうのは、そういう販売方法を取ったっていう経過があったというふうに私記憶しております。それがいろんな形の中で、いろんな何年間の形の中でこう、スタイルが、販売スタイルが変わってきたと、それがそのいいのか、悪いのかっていうことについては、私どもも完全に掌握してるわけではありません。ただやっぱり、商工会との協議の中で、どんな形の、どこまでどんな協議をされたのかっていうのがまだ、私も掴んでおりませんが、商工会は商業の発展のために商品券を販売するんだと、また、恵まれない方々のために商品券を発行するんだっていうような形の、そういう精神がですね、なんかこう回数を重ねるごとにちょっとこう、ずれてっているのかなっていうそんな感じももつところでもあります。ですから、今後、そういう形でこの後そういうものがあるとなれば、十分やっぱり商</p>

	<p>工会と協議をしながら、どういった形で町民の皆さんに公平にこういくようにするべきかってこと、やっぱり協議していかなきゃいけないなっていうふうに思ってます。今販売してる形が私は決してベストだとは思っておりません。今後対応していきたいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p>
國部委員	<p>増額に関して、いかがですか、それ答弁いただいてないんですけど、増額に関して。</p>
委員長	<p>増額に関して答弁漏れありますので。じゃあ、笹川町長。</p>
町長	<p>答弁漏れがあったようでございます。商品券の増額っていう話でございますけれども、現状、今十分なのかどうなのかっていう検証をまだして、完全にはしておりません。世帯数も減ってきておりますし、そういった中で、今後どうしたらいいのかっていうことについては、これから十分検証しながら進めていかなきゃいけないというふうに思っております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。ほかにございせんか。國部委員。</p>
國部委員	<p>最後1点だけ。決算書の36頁、効果表の13頁になりますが、委託料、地域活性化事業ということで、ラインアットの方針ですとか、動画の、動画情報発信等をやっていると思います。このラインアットの発信のですね、目的とえばいいんでしょうか、その目標とえばいいんでしょうか、どこを目指して、ちょっとこの効果表なりでは、まちの、地域力の向上に向けた取り組みを行い、町の活性化を図る部分かなとは思いますが、ちょっとそのラインアットとの絡みがとか、動画発信に関しての絡みがですね、ちょっとつかめないものですから、どういった目的、目標に向けての活動なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>はい、ラインアットのみならずですね、フェイスブックなどなども、この事業効果表の中で言えば、地域情報発信、イベント活動の推進っていうところに当てはまってくるのかなと思うんですけども、そういった、メディアっていうか、SNSを使いながら、ラインアットの更新の中身がどうかっていうのはまた別な問題で、なるべくそういった情報を、多く発信してくっていうところが、そのラインアット含めた情報発信ということでやらしてもらってます。で、中身についても、私も詳しくちょっと、内容を全てを見てるわけじゃないのであれなんですけども、不足してる部分もあるのかなっていう部分は感じますが、なるべく多くのメディアを使いながら、情報を発信していくというところの取組が主なこの事業の中身というようなことになるかと思えます。</p>
委員長	<p>よろしいですか。國部委員。</p>
國部委員	<p>動画に関してなんですけれども、令和2年度が14本かな、で、令和3年度が14本かな、令和4年度が3本と極端にこう、差があるわけなんですけれども、それはそれぞれの年度の使い方でもいいんですけれども、その動画という資産というか財産をですね、有効利用していただきたいな。で、平成28年の3月議会でしたかね、山本議員からホームページにユーチューブの動画配信したらどうかという質問があつて、直ぐは難しいけれどもそういうコンテンツがあればっていう話で返答があつたと思います、まさにこれがそうなんです、なのでトップページにこれをリンクを貼るなどですね、有効利用して、このせっかく作った財産を有効利用していただきたいっていうのが私の中でありまして。で、現在ですね、その動画、恐らくユーチューブの『旅する遠別』っていうサイトだと思うんですけども、その中で1,000回再生があるものとか、50回ぐらいの再生があるもの、それぞれあるんですけども、それがどこまで再生数があればどのような評価をするのかっていう部分でですね、有効利用とともにその財産の評価っていう部分で、考えなきゃいけない部分ではあるかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>

総務課長	<p>確におっしゃるとおり、いろいろな動画配信をされてますので、そういったものが、いろいろなところで目に付くような形を取りたいというのは私も常々思っておりますが、なかなかその手法って言うんですかね、どういうところでリンクを貼って、ホームページに例えば載せるとかっていうのが、そこまでちょっと検討できてないっていうところが一番の問題だと思うんですけども、来年度から新しくホームページもリニューアルされていきますので、そういったところは、せっかく、NPOのほうで事業としてやっていただいている部分も取り入れる方法がいいのかなど、遠別の景色とか、行事とかそういったものを紹介していくことで、町のPRにつながるものだと考えておりますので、そういう対応をしていきたいと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいですか、はい。ほかにございませんか。はい、山本委員。</p>
山本委員	<p>事業効果表の総務管理費の中の、この令和4年度新規。</p>
委員長	<p>山本委員、何頁でしょうか？</p>
山本委員	<p>10頁です。</p>
委員長	<p>10頁。</p>
山本委員	<p>はい、いいですか、令和4年度新規事業で、都市部との、からの地方への移住・定住に繋げるために、本町でもテレワークの活用とともに東京での北海道移住フェアに参加しましたとあります。その22名の相談者があったようですが、その中で移住希望者は何人いたのか聞きます。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>はい、新規事業っていうわけじゃなくてですね、コロナで中止になってたんで、昨年度再開したという言い方がよろしいでしょうか、で、東京のほうでイベントのほう参加しましたけども、22名の中にですね、移住、はっきりと答えた方はいないんですが、2、3名の方はちょっと興味をもっていたのかなという状況になってます。</p>
委員長	<p>よろしいですか。はい、5番山本委員。</p>
山本委員	<p>その後のそういうオファーあったっていうか、そういう人達の交流っていうのは、何かの形ではあるんですかね。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>こちらの連絡先は相談者の方に伝えているんですけども、その後、問い合わせ等はございませんでしたので、イベントで遠別の状況をお知らせしたというようなことになります。</p> <p>(「はい、わかりました」との声あり)</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」との声あり)</p>
委員長	<p>はい、ほかにございませんか。はい、5番山本委員。</p>
山本委員	<p>事業効果表の12頁、総務管理費、このまちづくり応援寄附金事業で、2021年のふるさと納税の件数が6,496件になって、納税額は8,682万9,000円となっております。2022年度の納税額と件数を伺いたいのと、そして、寄附者に対しての返礼額は何%だったのかお聞きしたいと思います。それで、事業推進費用にどのような感じで費用をやったのか、ちょっとその辺も聞かせてください。</p>
委員長	<p>小森経済課長。</p>
経済課長	<p>はい、まず令和4年度の件数ですが、4,155件で寄附額にしまして、5,950万円であります。で、用途別と言いますか、寄附者の方につきましては、遠農の存続活性化につきまして35%内訳でありました、2番目に多かったのが、子どもの育成・文化の保全っていう形で25%の寄附額ありました、3番目については、まちづくりに資するものというところで15%、その次につきましては、農林漁業の推進に関する部分として10%の用途別の寄附者からの意向がありました。それをもとにですね、そのそれぞれって言いますか、町としてはそれを活用して、というような流れになっております。以上です。</p>

委員長	よろしいですか。 (「はい」との声あり)
委員長	山本委員、今の答弁で問題ないでしょうか。
山本委員	わかりました。
委員長	はい、ほかにございませんか。はい、5番山本委員。
山本委員	事業効果表の15頁の総務管理費の中の次世代多目的交流センター管理事業で、令和3年と令和4年の委託費を比較しますと、次世代多目的交流センター管理等で委託費が、令和3年よりもこの令和4年の額が80万円弱となっておりますけど、これはどうしたのか、ちょっと説明願います。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	80万円増えてるということですが、主にですね、大きなところ、いろいろな要因はございますが、燃油それから電気料っていうもののアップということになりますし、令和4年度に関しましては、1年生が24名ほど入学して、全体ですけれども、24名ほど入学して、そこにいる生徒も増えておりますので、賄い材料のほうも多少増えているというところの合計、数字となっております。以上です。
委員長	よろしいですか。 (「はい」との声あり)
委員長	ほかにございませんか。はい、5番山本委員。
山本委員	事業効果表の16頁、総務管理費の中の遠別高校、遠別高等学校教育振興会助成金の中の6番目、⑥の宿舍運営費等の助成の中で、1,158万5,000円の金額ですけれども、これ、寮に入ってるね、生徒からちょっと同じような質問2件あったんですよ、というのは、Wi-Fiが壊れたまま全くいじってくれないと、こういうね、町はね、関係ないかもしれないけども、一応、こういう感じで承っているもんですからね、ちょっと聞きます。これ、なかなか直らないんだけども、先生に言っても直らないと、直してくれないかと、Wi-Fiなかったら辛いんですと、寮生は思っているとおり、遠別以外の人たちがほとんどですから、先生の使ってるWi-Fiは使えるけど、生徒の使っているWi-Fiは使えないと、だから、ゲームも何もできないっていう流れになってますね、ちょっとおかしい質問かもしれないけども、これなんかこうね、いい案があれば、伝えていってほしいなど。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、この和敬寮のほうはですね、北海道の寮ということで、ですが、Wi-Fiに、おっしゃるとおり、Wi-Fiに関しましては遠別町が付けたものになります。で、今年の年度当初になります、そのような意見を受けてですね、現在は直し済みということになっておりますので、はい、この決算のこの数字の中には、この段階では直したことはなっておりませんが、今現段階では、直し、復旧済みということになっております。 (「わかりました、はい」との声あり)
委員長	よろしいですか。 (「はい」との声あり)
委員長	はい、ほかにございませんか。はい、8番國部委員。
國部委員	すいません、予算時の主要施策の説明の6頁にですね、まちづくり応援基金繰入金の処分先と言いますか、のリストがでていると思いますが、決算にあたってこれの、これは予算の段階で、これの決算の数字、これから変更があったり増加があったりっていうのがあると思うんですけども、これ、ごめんなさい、見逃してたらごめんなさい、どこかにでてるんでしょうか。
委員長	暫時休憩いたします。
	休憩(10:36) 再開(10:38)
委員長	休憩を解き会議を再開します。坂川総務課長。

総務課長	はい、大変申し訳ありません。当初予算、予算編成の段階では、主要事業の説明で、ふるさと納税に関する部分の対象事業費の内訳書を作っておりましたが、決算上、今まで作成しておりませんでしたので、来年度以降、そのような形で対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。
委員長	よろしいですか。はい、ほかにございせんか。はい、無いようですので、1款議会費、2款総務費を終わります。暫時休憩します。10時55分まで。
	休憩（10：39） 再開（10：55）
委員長	休憩を解き会議を再開します。次に3款民生費から5款労働費まで。47頁から61頁です。質疑はございませんか。はい、8番國部委員。
國部委員	はい、決算書の51頁、効果表の35頁ですね、アクティブシニア多世代拠点交流センター運営指定管理料、予算額が1,420万のところ、360万減額されてます。これの減額理由と算定・算出根拠をお願いします。
委員長	はい、小林福祉課長。
福祉課長	お答えします。減額理由といたしましては、これまで内部留保していた資金がございまして、それと合わせて社会福祉協議会と協議いたしまして、減額という運びになりました。
委員長	よろしいですか。
國部委員	算出、算出根拠。
福祉課長	すいません、はい、すいません、お答えします。算出としましては、燃料費、水道料、電気料の減額に伴うものでございます。
委員長	はい、8番國部委員。
國部委員	今年度あれだけこう、燃料費が上がってるのに、その分が今年度下がってるっていう意味でしょうか、ちょっと理解ができないんですが。
委員長	はい、小林福祉課長。
福祉課長	はい、当初、5年前ですが、算出、積算した段階で、金額、電気料、水道料、灯油代など量が、積算の量がしてしまっていて、それと比べて、毎年度利用量が少なかったという形になりまして、今回精算という形で300万あまりの返還というか、返還に合わせて調整させていただいたところでございます。
委員長	よろしいですか。はい、國部委員。
國部委員	恐らく、マナビイですとか、そういった施設の場合は、年度年度、燃料費に関しては見直したり、都度補正したりしてると思うんですけども、今回その5年一括、その年度で恐らく余ったり、足りなかったりで、5年間総額で余ったっていう意味なんですよ、ね、そこが、なぜ年度でやらなかったのか、あとは、ちょっとその決算的のところ見てないんであれなんですけど、その社会福祉法人でしたっけ、ですけども、収益事業に関しては法人税が加算、かかるという認識であります、その法人税の絡みは問題なかったのかということを知りたいと思います。
委員長	小林福祉課長。
福祉課長	はい、なご一みにつきましては、5年前に新しく設置した施設でございまして、この間ですね、積算を見直す機会はあったんですが、なかなかですね、コロナの影響だとか、来館者数の増減の動向がしっかりと押さえられなかったことによりまして、今回の精算という形にさせていただいております。あとですね、年度契約に、基本契約は5年間なんです、年度協定で金額、指定管理料の契約のほうは決定しているところでございます。法人税の関係ですが、法人税がかかっているところ、特に社協のほうからは伺っていないところでありました。
委員長	暫時休憩します。
	休憩（11：00） 再開（11：07）
委員長	休憩を解き会議を再開します。小林福祉課長。
福祉課長	お話がありました、法人税の関係につきましては、調べ直しまして、確認して、

	また報告させていただきたいと思います。
委員長	ほかにございませんか。はい、5番山本委員。
山本委員	事業効果表の32頁の民生費、社会福祉費の緊急通報システムについてちょっと伺います。この高齢者自立支援事業のこの緊急通報システムの運用について、年々、独居高齢者が増えてるという現状の中で、利用者数は年々この減ってきてるんですけども、これは要因は何だと思えますか。
委員長	小林福祉課長。
福祉課長	はい、お答えします。おっしゃるとおり、独居高齢者の方は増えておりますが、お体に不都合がある方が少ないというふうな要件でございます。
委員長	5番山本委員。
山本委員	これ、いろんな会合でね、いろんな人たちが話をしていると思えますけどもね、わからないっていう人も結構聞いているんだよね、その通報システムはね、このベル押して札幌にね、いくという、その内容もね、理解できないっていう方もちょっと聞いたもんだからね。これからやっぱりあれかなと。病院の医者がどうのこうのでそれは別ですけどもね、通報システムは本当に貴重かなと、これから、特に高齢者でもね、やっぱり我慢強いのはわかりますけどもね、いや、結構厳しいなと、私の町内会でもそういうね、人たちが数名いるもんだからね、話したところね、やっぱり知らない、こういう現状でね。いや、これから特に年齢が結構高いもんだからね。そういう感じで、なんかの周知をするような形で行ってほしいかなという感じで、今ちょっと聞いたんです、はい。
委員長	はい、小林福祉課長。
福祉課長	はい、これまでも民生委員さんや社協のヘルパーさんを中心にですね、事業周知をしてきたところなんですけど、引き続きですね、これ、今まで以上にですね、皆さんにお分かりいただけるように周知活動を続けていきたいなというふうに思っております。
	(「わかりました、はい」との声あり)
委員長	はい、では、ほかにございませんか。はい、8番國部委員。
國部委員	決算書の49頁、効果表の34頁、負担金補助及び交付金の件でございます。これは、友愛苑の改修補助事業の補助金ですね、昨日ですね、行政報告で、今日の新聞にも出ておりましたが、撤退予定と、撤退意向ということが報じられておまして、行政報告でもされたところでございますが、これ起業化補助金500万で5年の事業継続ということをやっておりますが、より高額なですね、補助、道も含めればもっと大きな補助が出ると思うんですけども、この辺のそういった似たようなですね、これ補助して翌年この撤退意向というところがちょっと理解に苦しむというかですね、いう部分がありますので、そういった部分の契約ですとか、縛りですとか、何かそういった話があったのかどうかというところと、この後についてのその扱いということをちょっとお伺いしたいと思います。
委員長	小林福祉課長。
福祉課長	はい、まず、今回の補助に関しましては、遠別町社会福祉法人の助成に関する条例に基づき補助をしているところでございます。この条例の中には、使用の制限の規定はありますが、その返還だとかどうだとかっていうことは、撤退に関してに対して返還とかっていうことの細かい規定はございません。それとですね、補助した段階におきまして、撤退の意向があるというような話は出ておりませんでしたので、その部分については想定はしておりませんでした。
委員長	國部委員。
國部委員	ルールについては承知いたしました。町としての意向をお伺いします。
委員長	笹川町長。
町長	この撤退に関しての話でございますけども、昨日の行政報告、それに尽きるんだというふうに思っています。ただ、いきなりこう撤退っていうような言葉が、今年の、昨年度の末になりますけども、今年の3月31日で、ユニットをやめるという話が先にあった中でですね、私聞き漏らしたのかもしれないけども、多

	<p>床室の部門についても撤退したいというような話がポコンと出てきたと。で、正直に申し上げまして、撤退するという事は、そのやめるっていうことなんでしょうけども、次のその後継、事業の後継企業ってのは、法人っていうのはあるのかって聞きましたら、ないと。で、ユニットをやめるっていう段階においても、吉岡経営センターっていうところに依頼をして、委託をして、10何箇所かの社会福祉法人、これは障がい者施設も含めてですけども、そこに声かけたけども、全然受ける意思はないということで、事業継承者は現れなかったと。そういうそのお話がありました。で、その段階において遡りますけれども、そのユニットをやめる段階においては、入所者、そして家族の方に十分説明をするようにと、やめるっていうことですから、私どもとしては、やめるのをやめてくれるっていう権限もありませんし、で、入所してる方々をどう、その後の対応するんだっていうようなことをきちっと説明をして、ユニットの部分についてはやめるようにっていうことで話して、皆さんといろいろこう協議した中で、多床室に移動した人、札幌に行かれる人、稚内に行かれる人ってなことで、終わったわけですけども、その後先ほどの話にまた戻りますが、撤退をしたいと。で、その、そういう意向があるって話を私聞かせていただいて、いつなのったら、それは明確にまだならないと、ところが私ども知らない、私の知らない間に理事長が友愛苑に来て、時期は明確にできないけども、この多床室の友愛苑の多床室部門についても、いずれやめるとそういう話があったと。で、その話は全然私どもははっきり聞いてない中で、その後うちに来たと。で、その段階において、道からも今ここに資料あるように、改修費用も補助していただいと、うちも700万余りですか、補助してる。こういう中では、補助金の適正化法の中で30年っていうような、補助返還期間があるので、当然やめるっていうことになれば、返還命令きますよっていう話も理事長にもしてました。当然、道がそういう形であれば、うちもそういうふうにはせざるを得ないということもお話をした。ところが、その辺についてはそんなきついことはないでしょうというような話が安易にこうポンと出てくるんですよね、ですから、今の理事長さんがどんなふうを考えて、どうしようとするのか、全くこう読み切れない。で、何でこうなるんですかと、その、例えば、うちの友愛苑の介護士が確保できないと、十分確保できないから、そしてさらには、本部とこの遠別との距離が遠すぎて、十分その効率の上がるような経営ができないと、ちょっと言葉違いますが、そういったニュアンスの話がありましたね。で、ちょっと待ってくださいと私申し上げたのは、この友愛苑っていうのは、旭川に湯らん会が、湯らん会の施設ができて、そして、うちの友愛苑を指定管理で受託させてくださいと。で、経営させてくださいっていうことで、何年かした後、これなら十分直営でできるっていうことで、直営させてくださいっていうことで、前の町長さんと前の理事長さんの間で信頼関係が出来上がって、今の現状になってる。そういういきさつを全て頭の中から取り除いてしまって、今の理事長さんは係数的にも介護士も確保できない。さらには札幌の本部と遠別の距離が遠すぎる。そういった理由で、撤退したいという話になってきたわけでありまして、今現状としては、現状としては私どものほうから継承者ちゃんと探していつてきてくださいよという話はして、現状あります。それ以上のことは進んでないよな、ということです。</p>
委員長	よろしいですか。はい、ほかにございませんか。はい、5番山本委員。
山本委員	事業効果表の32頁、民生費、社会福祉費、何度か今まで聞いてきました、除雪サービス事業で受託者は高齢者事業団となっております。使用者が34名となっておりますけど、これちょっと少なくなってきたらね。で、この34名の人がね、このサービス受けて、で、何人でね、これ除雪してるのかちょっと聞きます。
委員長	はい、小林福祉課長。
福祉課長	はい、作業されている方は実質4名の方で作業をされております。
委員長	山本委員。
山本委員	何年か前に聞いたときにも、なかなか事業団で、高齢者事業団でね、手を挙げ

	てくれる方はいないと、少ないという話を伺ったことありました。で、4名ではたして34名の、34人の人たちのね、除雪、家の前ね、どれだけの四方か分からないけども、できるだろうかって、実際。34か所がそのね、これだけの人数でね、これちょっと考えていかないとまずいかなと、益々人が、金額ばかりじゃないと思うんだけどね、これちょっと考えていかなかったら、益々これ離れて、手挙げる人もね、ちょっと挙げにくいかなと、願うする人も、いなくなっちゃうかなって感じなんだけどね、ちょっと聞かせてください。
委員長	小林福祉課長。
福祉課長	お答えします。高齢者事業団のほうにお願いをして、事業を実施しております。で、その中で伺っている中では、4名で玄関前だけの除雪になっておりますので道路まで長い方もいらっしゃる、すぐ玄関先という方もいらっしゃいます。そのような中で、4名の方をお願いしてやっているとこのところ、実際今その担い手がなくて困っているということは高齢者事業団のほうからは聞いていないところで、引き続きお願いしますということで言われておりますので、今後につきましては、また改めて考えていかなきゃいけないかもしれないですけど、現状といたしましては、事業実施できるというふうに考えております。
委員長	よろしいですか。山本委員。
山本委員	除雪してる人、何名か話を聞きました。で、除雪する人たちは少なければ少ないほど入らしいんだわね。いいわけで、でもやってる人たちは大変な中でやってるんだけど、本当に雪がね、数年前から降る量が本当に多くてね、家の前と言えどもやっぱり家の前だけで、玄関先ね、何メートルっていうのは大体はあるかしらんけども、厳しいみたいだよ。だから、この辺もちょっと改善、改良してなかったら、事業団のほうからは、少なければ少ないほど本当にね、受け持ちがね、多いかしらんけども、それだけ収入得るわけだから、その辺ちょっと考えたらね、ちょっと改善する余地あるかなって思って、これちょっと聞いたんです。
委員長	笹川町長。
町長	除雪の話ですけども、確かに除雪される方大変だというふうに思いますが、そうは言いながらも、4人の方除雪してますけども、4人の方でこう、なんて言いますか、事業団内部の話まで私立ち入ることはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけども、この人、こちらのAの人がちょっと量的に少ないから、何軒かこっちに回してとかって、そんなやりくりをしながらの4人で玄関先の除雪をしてもらってるっていう状況で、確かにやってる方大変でしょうけども、ただではないと。ただではないっていうようなことですね、積極的にもう1軒でもやらしてくれてという方もいれば、いや、もう年だから、じゃあ、そうだったら回すよってような、そんなやりくりをしてやってるっていうのが現状だというふうに思ってます。
委員長	暫時休憩します。
	休憩（11：23） 再開（11：25）
委員長	休憩を解き会議を再開します。ほかにございませんか。無ければ、3款民生費から5款労働費まで終わります。次に6款農林水産業費から9款消防費まで。61頁から74頁までです。質疑はございませんか。5番山本委員。
山本委員	はい、事業効果表の43頁、農林水産事業、農業費というところの、遠別猟友会についてちょっと聞きます。令和4年度で有害鳥獣駆除において実働メンバーはこれ何人いたんでしょうか。また、新規狩猟資格者はこれ何名いたのか。で、その人たち実働してるのか、これ動いてるのかちょっと聞きます。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、令和4年自体の実施隊につきましては、13名おります。で、新規についてはございません。で、今年度現在でいくと1名減に残念ながらなっております。

委員長	5 番山本委員。
山本委員	したら、資格は、助成遠別町でしたけども、資格は取ったけども、結局は現場に行っていないということなんですよ、4年度は。
委員長	小森経済課長。
経済課長	そうですね、資格はありましたけど、なかなか活動は、その女性の方についてはできなかったということです。
委員長	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
委員長	ほかにございませつか。5 番山本委員。
山本委員	はい、今の農林水産事業の中でね、ヒグマとかキツネとかカラスとか、このシカとかヒグマの駆除とかって、この載ってますけど、今、農家の人たちから、2 名の方からちょっと相談を受けたんですよ。何かあったらこれアライグマなんですよ。アライグマのね、それは担当は役場ですよ、罠を掛けてどうのこうのってね、やってんのは。これ、猟友会ではないんですけども、ちょっと外れるかもしれんけど、質問はね。被害がすごく多くて、その被害があったときに役場に電話して、役場職員に来てもらおうと、して罠を掛けると。して罠を掛けて、罠を掛けるんですけども、餌とかドンドンドンドンこうね、餌をやりながらね、アライグマを捕獲すると。そういう農家の人たちがこういうちょっと補助金は出ないのかと、それで、なんとかならないかと。して猟友会に任されないのかと、こういう問題は。ヒグマじゃなく、アライグマの話なんです、はい。で、町としても、このなんかこう、援助かなんかね、支援できないかなっていう話なんですよ、私は、はい。で、アライグマの被害がね、本当にあのね、シカもどうのこうのって、毎年500頭前後ね、500頭まで上限かい。やってるんですけども、アライグマのこの被害っていうのは、農家以外には町にはアライグマ出ても被害っていうのは聞いたことがないんですけど、やっぱり実質農家の人たちは、アライグマの被害がすごいと、なかなか厳しいなとこれはね。だけど、3が…4月から6月までが繁殖期でアライグマはね。して、3頭から4頭出産しますと。して、繁殖力もすごいんですけども、雑食だから何でも食べちゃうと。だから、その4月から6月の間はそれ以前に、もう春先ね、以前にもね、捕獲ドンドンしていかないと増える一方であって、おそらく農林の人たちもこういう話はね、農家の人から直接聞いてると思うけども、その辺はちょっと、話聞かせてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、まず山本委員おっしゃるように、アライグマにつきましては、令和3年時では230頭捕獲ありました。4年につきましては290頭。で、今年度につきましては、今、8月末現在で、もう既に245頭捕獲されてます。で、これにつきましては、町と農協のほうで連携して取り組んでおりまして、農家さんの協力も得ながら、町職員も含めて、実施隊っていう形では、設置・見回りっていうことで対応しています。今後、確かに猟友会ともちょっとお話しはしてるところでございますが、今現在、シカ、クマの対策、今年度につきましては、クマの対策費についても箱罠の移動だとか、そういうところを見直しさせて、追加計上させていただいて、対応しているところであります。このアライグマにつきましても、ちょっとやっぱり本当に増えてるっていうところで、また何か違った形っていうことも、まず、今現状また見極めながら、また新年度に向けてどういった、結構うちの係の負担、農協の負担っていうのも結構多くなってきました。それを踏まえて、北海道の総合交付金、捕獲事業の補助もその辺も視野に入れながら、また採択に向けて、ちょっといろいろ、ちょっと今年度、あまりにも増えてるっていうところも踏まえて、やっぱり猟友会ともやっぱり連携していかなきゃなんないんで、その辺の話をしながらまた考えていきたいなという、現状ではそういう考えでおります。
委員長	5 番山本委員。

山本委員	被害に遭われている農家の人と直接話はしてるのかなという感じなのと、それから、やっぱりこういう話をね、被害に遭った人にね、こういう状態なんだから現状をね、話してね、皆さんかなり苦勞なさってます。なんぼかその色つけてくれと、いや、すいません、言葉ちょっと間違えました。ちょっと援助して欲しいかと、いろんな面で捕獲するのは手伝うと、で、そういう感じでいくらでも農家の人は手伝いますとこれは、もう自分たちの死活問題だから。その辺ちょっとね、横道にそれるかもしれないけども、この辺もちょっと検討に入って、入れてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、既に、ちょっと言い忘れましたけど、箱罫の購入に対する助成は行っておりまして、その捕獲に対するっていうところにつきましては、またその辺踏まえまして、また検討っていうか、現時点では言えませんが検討していきたいと思っております。
委員長	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
委員長	ほかにございませんか。無ければ、6款農林水産業費から9款消防費まで終わります。次に10款教育費から15款予備費まで。75頁から89頁です。質疑はございませんか。はい、6番白幡委員。
白幡委員	効果表のですね、すいません。効果表の83頁、いや、82、83で、学習センターの改修工事2件、行ってると思うんですけども、ほかの、今年度ほかの工事と同じく、同じ時期に、こういう工事ということで、この工事まだ前の年にもできなかったのかなっていう、時期的にそういう検討はなかったのかなということをお願いします。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、今年この事業につきましては、3年計画の1年目というふうになっております。ですので、この計画もですね、3年ごと少しずつやろうということで計画しております。以上です。
委員長	6番白幡委員。
白幡委員	このようにね、5、360何某のお金、工事費なんだけど、それ以前に少額でもできるような工事ではなかったのかなっていう気はしてるんですけど、その辺も含めてお願いします。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、この工事に至った理由というのがですね、マナピのちょうど、ホールの真上になります。雨漏りが、屋根からの雨漏りが大量に発生しまして、屋根のホールのちょうど屋根の裏、屋根裏のところに、大量の水が溜まっておりました。で、その水がですね、悪さをしながらほかの、ホールのほかの照明室ですとか、そういうところですね、流れ込んできたというのが1つあります。そのほかには、壁のひび割れ、クラック等のところから入ってくるという2箇所のところからの雨漏りということで、雨漏りですので、舞台照明機器ですとかそのほかの機器がありますので、ちょっと予断の許さないような状況となりましたので、昨年3年間かけて直そうということで計画しまして、令和4年度が1年目ということでスタートしているものでございます。ですので、屋根だけ、屋根だけ直せばいいというものではなくて、壁やそれから屋上の防水等も含めてですね、計画したものでございます。
	(「はい、わかりました」との声あり)
委員長	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
委員長	はい、ほかにございませんか。8番國部委員。
國部委員	決算書の81頁、効果表の82頁、生涯学習センター指定管理料なんですけれども、光熱費、燃料費の増加で、当初より150万の増額補正を行ったというふ

	うに記憶しておりますが、今年の遠別商工会のですね、マナピィの決算管理運営特別会計の決算報告書によりますと、燃料費、光熱費合わせてですね、130万ぐらいですか、赤字が出てるんですけども、ここの補正額はですね、妥当だったとお考えでしょうか。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、この補正額に関しましては、商工会側からですね、不足分という数字を上げていただいた上での、それと今現存残っている数字との差し引きの中での補正ということになっておりますので、商工会側とよく話をした上での補正というふうに認識しておりますし、そのことに関して足りないという話も商工会側からは聞いておりません。以上です。
委員長	8番國部委員。
國部委員	ということは、商工会側からもう少し額の要求があれば出したということによろしいでしょうか。
委員長	佐藤教育長。
教育長	お答えいたしますが、要求があったから全て出すかっていう部分ではなく、それが正当であれば、当然、考えるだろうし、あまりにも過剰であればちょっと考え違うじゃないのかっていう相談になろうかと思しますので、今の質問についてちょっとお答えっていうのはちょっと、難しいかなと。安易に商工会が言いなり、来たからそれが、あくまでもその数字を今までの実績を見て、あと残りの部分を見ての判断になると思いますので、言いなりにはならないと思いますので、そこはお互いの協議ということでご理解をいただければと思います。
委員長	よろしいですか。8番國部委員。
國部委員	言いなりって言ってるわけじゃなくて、燃料費、光熱費で、まあ、ほかである程度使っていないお金があるんで、最終的には60万ぐらいの赤字にはなってるんですけども、燃料費と光熱費だけで130万ぐらいの不足が決算上出てるんで、もう200出せとかそういう話ではならないと思うんですよね。ただ、あと100とか、増額あってもその光熱費の不足分には足りないぐらいの増加だと思うんで、出した分、要求された分出せっていう意味ではなく、この不足してるっていう会計、決算を見て、結果妥当だったと考えるか、もう少し要求があっても出せたっていうふうに考えるかっていうところをお伺いしてるんであって、出せば、要求された分出せっていうわけじゃなくて、この会計を踏まえての話をしています。
委員長	佐藤教育長。
教育長	ちょっと、私自身がちょっと理解できないんですけども、その全体枠の中で考えるべきだと思ってますので、して、商工会自体もですね、前に、税の話に戻るんですが、ここの部分については、あまり剰余金を出したくないという思いでございます。その分で剰余金出すことによって消費税がかかるという、多くなるという部分も聞いてございますので、先ほど隣の施設も同じことなんですけど、その税金が、消費税がかかる部分については、当然、うちは含んで助成してますので、あえて剰余金を出すことによってさらに増えるっていうことも、そこまで必要ないというような商工会の考えもありましたので、全体を見ての補助ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。
委員長	暫時休憩します。
	休憩（11：41） 再開（11：47）
委員長	休憩を解き会議を再開します。ほかにございせんか。4番白井委員。
白井委員	決算書のほうでございましてけれども、81頁、郷土資料館費、その中で修繕が、やる予定だったやつがやらなかったのか、16万4,000円ほど計上してありますけれども、使ったのが4万4,000円と。これは何かやろうとしてやらなかったのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、すいません、申し訳ありません。郷土資料館の修繕料としては、10万円がありますので、これ随時修理のものでありまして、壊れたときに直すというふうにもっていたものであります。で、そのほかにはですね、消耗品で4万円ですとか、それから食料費、光熱費等がございまして、16万っていう数字になっております。すいません。随時修理の実績はありません。昨年に関しましては、修理したところはないということになっております。
委員長	よろしいですか。4番白井委員。
白井委員	資料館の辺りを見ますと、東屋、一番大事なあの東屋が今使われないように赤いテープが貼ってありました。これは直す予定はあるんですか。昨年の3月の定例会のときに私、この郷土資料館について一般質問いたしましたけども、貴重な郷土資料館でございますんで、毎年、経費をかけて直しながらやっていただきたいとそういうふうに思いますけども、その点どうでしょうか。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、郷土資料館に関しましては、とても古い建物ということは皆様ご存知だと思います。その中で委員おっしゃるとおり、郷土資料館の中に関しましても、外側から見ましても、修理が必要な部分ですとか、ちょっとこの今、随時修理の中では到底直せないような大きな修繕をしなければならない部分ですとか、いろいろあるんですけれども、費用対効果も含めまして、今後計画的に考えていきたいと考えております。東屋に関しましても、そのまま直したほうがいいのか、それから撤去の方向に向かったほうがいいのかということで、今後検討しながらですね、慎重に進めていきたいというふうに考えております。以上です。
委員長	よろしいですか。
	(「はい、よろしいです」との声あり)
委員長	ほかにごございませんか。5番山本委員。
山本委員	事業効果表の81頁のこの社会教育費、遠別町合宿のふるさと事業補助金。一般財源29万円なんですけども、これ、昨年これ29名、二方の学校の生徒が29名、引率者いれて29名ですけども、これ、どういうふうにこれ周知したのか。して、この2つの学校以外にはこういう話は来なかったのか。それちょっと聞きます。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、まず周知の方法ですが、ホームページに掲載しているのと同時にですね、スポーツセンターのほうにはなりますが、チラシみたいなものを常設しております。で、例年来ていただいているこの2団体っていうことにはなるかもしれないんですけども、そこ以外の問い合わせ等という(聞き取り不能)方はゼロではありません。問い合わせはあったんですが、もっと条件のいいところなのか、距離としてやはり近いところなのか、そういういろいろなその利用される方の条件にはなりますが、現実には至っていないということになっております。以上です。
委員長	5番山本委員。
山本委員	29名の引率者含めてのね、この生徒の人たちがこう合宿来て、で、遠別町との、町民とのふれあいというのは、これどういう感じでふれあいしてるのか。この効果には書いてるけども、遠別町、町民とのふれあいていうのはどういう場面なんだろうかね。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	はい、必ずですね、町民とふれあわなければならないという要綱にはなっていないですね。合同練習等というような要綱にはなっておりますので、練習をして帰られても駄目ということにはならないんですけども、過去にはですね、中学生との練習試合ですとか、それから、温泉に泊まっていたという記憶がありますので、温泉等とですね、温泉の方といろいろふれあったりですね、温泉入りながら来たお客さんとふれあっていたというふうには思ってお

	ります。以上です。
委員長	はい、ほかにございませんか。無ければ、10款教育費から15款予備費まで終わります。歳出全般について質疑を受けます。8番國部委員。
國部委員	先ほどらいお伺ひしてます、指定管理料についてお伺ひします。なご一みに關しては、5年一括で見直したという部分、で、マナピィに關しては、年度年度で見直してるといふ部分をお伺ひしております。で、相手が広域団体ですとか、福祉法人といふことで、まあね、利益出したいくないといふ話は、いろいろと話がありましたので、そこは理解するわけなんですけれども、道の駅がですね、今1期、1期目といふか、初回の5年の内にあつて、今年度も当初予算どおり支払われておりますが、この相手方といふのが、その通常の法人といふか、利益追求法人といふか、そういった部分で、その商工会や社協などとはちょっと対応がかわってくるのかな。で、そんだけ余ったからそのまま返してといふ話もちよつと通じ辛くなると思ふんですけれども、その辺ですね、今年も見直してない、その辺ですね、5年を目途に見直すつもりなのか、年度の契約なのか、その辺ですね、その相手方の利益も含めてどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思ひます。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、この道の駅、また温泉につきましては、基本5年間の協定の中で、その都度、年度ごとに年度協定結びまして、事業費につきましても、双方協議の上、変更していくといふ考えで、過去には燃料急に高騰しましたんで、燃料対策として、700万ほど補正させていただいたといふ経緯もございません。新年度につきましましては、道の駅につきましては、同じ額といふ形で、その辺につきましても、掛かる金額といふことは、私らの必要経費含めまして、道の駅側とも協議した結果でございません。そのときにまた、いろいろ燃料費、いろいろ実績部分を含めまして、変動があつた場合はまた、その都度変えていくといふ考えではあります。
委員長	8番國部委員。
國部委員	先ほどらい、協議の上といふことでお話し伺ひしておりますが、1つ、1点だけですね、忘れていただきたいのが、役場の立場としては優越的地位にいると考へます。あくまでもですね、この金額といふと、あんまりこう反論といふかですね、なかなか言うことを聞かざるを得ない部分も無きにしも非ずと考へますので、その辺のですね、立場をよく考へてですね、濫用に当たらないよふな協議を進めていただきたいと思ひますが、その辺の意識はございませんでしょうか。
委員長	笹川町長。
町長	お答えをしたいといふふうに思ひます。優越的地位の濫用をあんまりしないよふにといふ意味だといふふうに思ひます。そうは言ひながらも、町の施設の中で、町民の皆さんが後ろについてらっしゃるんで、ただ単にその1団体と町といふよりも、町民の皆さんがどう捉へるか、どう感じとるかってことが最善の策だといふふうには思ひます。その町民の皆さんの意見を聞きながらの交渉して言ひますか、契約といふ形になろうかといふふうには思ひ、どちらもそのプラスなつていいといふことはなかなか、これ、できえないことだといふふうに思ひますので、その辺につきましましては先ほども話ありましたよふに、その都度また相談もさせていただいて、より良い方向にいければなといふふうには思ひます。以上です。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。無いよふですので、以上で歳出を終わります。昼食のため休憩します。13時15分まで。
	休憩(12:00) 再開(13:15)
委員長	休憩前に引き続き会議を再開します。はい、先ほど國部委員の法人税に対しての答弁がございません。小林福祉課長。
福祉課長	はい、先ほど質問のありました法人税の關係ですが、社会福祉協議会に確認し

	たところ、法人税の支出はしていないということで確認できましたので、報告いたします。
委員長	はい、よろしいですか。はい、それでは続いて歳入について款を合わせて行います。1款町税から5款株式等譲与所得割交付金まで。1頁から5頁までです。質疑はございませんか。無ければ、1款町税から5款株式等譲与所得割交付金まで終わります。次に6款法人事業税交付金から12款分担金及び負担金まで。5頁から9頁です。質疑はございませんか。無ければ、6款法人事業税交付金から12款分担金及び負担金まで終わります。次に、13款使用料及び手数料14款国庫支出金。9頁から17頁までです。質疑はございませんか。はい、8番國部委員。
國部委員	11頁の住宅使用料の件ですね、決算書の11頁です。これ、公営住宅なんですけれども、空き部屋についてお伺いしたいと思います。現状の空き部屋が、使用可能な空き部屋の数を教えてください。
委員長	はい、高田建設課長。
建設課長	ちょっと、今現在数字を押さえておりませんので、後ほど回答させていただきます。
委員長	はい、8番國部委員。
國部委員	はい、数はまああさっておき、ゼロではないという話ですよ。で、そこについてですね、対策として所得制限とかいろいろあると思いますし、これを見直すつもりはあるのかというのと、例えば、見なし特公賃として扱うかとか、そういった対策があればお聞かせ願いたいと思います。
委員長	高田建設課長。
建設課長	はい、一応、対策としましては、まず1点目が随時募集、今年から始めております。それと、あわせて、今後、見なし特公賃のほうを追加で使用したいと考えております。あと、所得制限については現在のところ考えておりません。
委員長	はい、ほかにございませんか。無ければ、13款使用料及び手数料14款国庫支出金を終わります。次に15款道支出金から16款財産収入まで。17頁から23頁までです。質疑はございませんか。無ければ、15款道支出金16款財産収入まで終わります。次に17款寄附金から21款町債まで。23頁から30頁までです。質疑はございますか。はい、6番白幡委員。
白幡委員	17款1項1目で、遠別町まちづくり応援寄附金なんですけど、前年度比に対して、大幅に減収となった要因はどのようなものなのか教えてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、まず大きな理由といたしまして、やっぱり遠別高校さんの商品っていうところも考えられます。あとは、あと事業者の関係によりますけど、商品数っていうところも十分な確保はできないっていうところも、大きな要因かなというところで、全国的に見ますと、上がってるところは上がってる町村と、下がってるところは下がってる。寄附額総体としては上がってるようなんですが、遠別町としては、下がってるというような状況で、なかなかその個人のことで、なかなか分析っていうのは難しい部分もあるんですが、一定程度調べたんですが、1,000人程度は、去年、一昨年と、同じ方が寄附されてるという中で、そのほかの富裕層って、一定の方じゃない人がやっぱり大きく減ってるなどという内容でございます。
委員長	6番白幡委員。
白幡委員	これ町としてもやっぱり、かなり危機感があると思うんですけども、今後の増収に向けたね、その対策というか、考えてるところがあれば教えてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、これにつきましては、今年度の予算につきましては、広告費、少ない予算で効果的なことをっていうところで、1件のサイトに掲載と、あとは全国版のじゃらんに掲載していくと、あと、昨年、以前ちょっとサイトを増やして対策し

	てきました、その中でやっぱり、今年については2社に絞ってですね、利用率の多いところからってところで、2社に絞ってより充実させて、取り組んでいこうというような内容で取り組んでおります。
委員長	よろしいですか。
	(「わかりました」との声あり)
委員長	はい、ほかにございませんか。無ければ、17款寄附金から21款町債まで終わります。以上で款ごとの質疑を終了し、歳入全般について質疑を受けます。以上で歳入を終わります。次に一般会計財産に関する調書について質疑を受けます。8番國部委員。
國部委員	財産174頁だと思ふんですけども、湯らん福祉会にですね、無償貸与している土地があると思ふんですが、その明細というか、大きさ等教えていただきたいと思ひます。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	ちょっと確認させて、後ほど答えさせていただきます。
委員長	ほかにございませんか。はい、8番國部委員。
國部委員	183頁、基金の件なんですけど、まず1点、先ほどらい、まちづくり応援基金に関してですけども、これ、目的ごとに寄附をいただいていると思ふんです。で、その目的ごとに処分をしていると思ふんですけども、残額ですね、目的ごとの額というか、そういったのが分かれば教えていただきたいのが1点と、まずそれでいいです、はい。
委員長	小森経済課長。
経済課長	はい、これについてはちょっと、後ほど資料確認して答えますので、よろしくお願ひします。
委員長	はい、國部委員。
國部委員	はい、同じく183頁なんですけれども、ほかの自治体なんですけど、山口県でですね、2020年にセンチュリーを買って、で、これに関して違法判決が出ているという事件がございました。で、この町、遠別町ではですね、自動車購入基金から直接支出して、自動車を購入して、その何て言うんでしょう、償還金だけ一般会計に入れてると思ふんですけども、これ購入のときにですね、ほかの基金いろいろ、ふるさと創生、まちづくり応援基金もそうですし、キャッスルガ一国際交流基金もそうですけれども、一旦、一般会計に入れて、その用途について議決をしていると思ふんですけども、これ、自動車購入の際ですね、一般会計に繰入れて購入という手法を取るつもりはないんでしょうか。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	はい、申し訳ございません。自動車購入基金につきましては、基金条例の中でですね、払い出し価格は、自動車の取得金として償還として一般会計から3か年で返還するというような規定になってますので、他の基金とは別にですね、一般会計に入れてという取扱いにはならないので、そういった基金から直接購入するというような形で購入することになります。
委員長	8番國部委員。
國部委員	それは十分、分かってての質問なんですけれども、で、そういうふうに、無駄、今の状況はそういう運用はないとは信じているんですけどね、無駄な経年してない車を買ひ替えようとか、なんとかそういう部分で、議決の必要があるのではないかと、こういう山口県のようなね、山口県のその議決方法はちょっと、購入経緯は分からないんですけども、そういった事件の無いような手続きを経るべきではないかと、今条例は分かっています。それでそういうふうに変更する考えはないかという質問でした。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	はい、確かに疑念を抱く可能性があるっていうのは、おっしゃるとおりなのかなと思ひます。ただですね、今後、基金を使わないで、電気自動車の購入とかに

	<p>ついては、地方債の対象事業となりますので、そういった物を購入する場合にあっては、一般会計で予算化して購入するというような形になりますので、誤解の無いような取り扱いをしながら、基金の運用していきたいというふうに考えております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。はい。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>すいません、ちょっと付け加えさせていただくと、この自動車購入基金につきましては、運用基金ということになっていますので、一般会計に入れなくても、こっから直接運用できるということでのご理解をまずお願いしたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、では、ほかに、よろしいですか。はい、ほかに無ければ、以上で、一般会計財産に関する調書の質疑は終わります。先ほど國部委員からの質問の答弁がございませぬ。高田建設課長。</p>
建設課長	<p>はい、先ほどの空室の戸数だったんですけども、今日現在空いてる戸数が一応使える住宅で、17戸ということになっております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。はい。はい、では、先ほどの國部委員の質問に対する答弁ありますので、小森経済課長。</p>
経済課長	<p>はい、先ほどのふるさと納税の目的ごとの積立額なんですけど、ちょっと、今これから作成しますので、はい、ちょっとお時間いただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩（13：35） 再開（13：37）</p>
委員長	<p>休憩を解き会議を再開します。先ほどの國部委員からの質問に対する答弁がございませぬ。坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>はい、遅くなり申し訳ございませぬでした。湯らん福祉会のほうに無償貸与してる土地の面積ですが、4,688.3㎡になります。</p>
委員長	<p>よろしいですか。8番國部委員。</p>
國部委員	<p>はい、4,600平米ってことは、3.3平米、1,400坪ぐらいになりますよね。はい、結構広いなという部分で、これも含めての今回の話もされてるってことで、これも込みでその今回の撤退の話、交渉なりも話してるってことでよろしいですよ、はい。</p>
委員長	<p>笹川町長。</p>
町長	<p>土地の件については、無償譲渡っていう形で今は来てます。いや、無償たい、ごめんなさい。無償貸与っていう形できてますので、お金の動きっていうのはないと、ない状況の中で今まで来てます。それでその撤退っていうことになると、それを私どもが撤退っていうことで認めると、例えば、撤退ってことで代わりの業者が、法人が入ってきたっていうことになると、それはそのまま貸与っていう形にしないとまずいと思いますし、その辺でその財産の動きがあるっていうことになれば、また逆に言うと、去年やったその工事の関係の絡みも多分出てくるというふうに思いますので、私の今頭の中にあるのは、そのまま、土地はそのまま貸与するという形で動きたいというふうに思ってます。</p>
委員長	<p>よろしいですか。はい、次に認定第1号、令和4年度遠別町一般会計決算全般について総括質疑を受けます。以上で認定第1号、令和4年度遠別町一般会計決算全般についての総括質疑は終わります。</p>
委員長	<p>次に認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計について歳出から行います。1款総務費から9款諸支出金。97頁から107頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませぬか。以上で歳出を終わります。</p>
委員長	<p>続いて歳入について、1款国民健康保険税から6款諸収入まで。91頁から96頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませぬか。以上で歳入を終わります。</p>

委員長	次に国民健康保険特別会計財産に関する調書について質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で国民健康保険特別会計財産に関する調書の質疑を終わります。
委員長	次に認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計全般についての総括質疑を受けます。質疑はございませんか。以上で認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計決算全般についての総括質疑を終わります。
委員長	次に認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計について歳出から行います。1款総務費から3款諸支出金。112頁から113頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で歳出を終わります。
委員長	続いて歳入について、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで。109頁から111頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で歳入を終わります。
委員長	次に認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計決算全般について総括質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	次に認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計について歳出から行います。1款衛生費から2款公債費まで。119頁から122頁まで一括で質疑を受けます。8番國部委員。
國部委員	決算書の120頁、効果表でいうと92頁ですね、公営起業会計適用事業ということで、委託しておりますが、来年度、来年度、平成6年度からですか、公営企業会計を適用するという認識。
	(「令和」との声あり)
國部委員	令和ね、令和、令和6年度から適用するという認識ですが、この移行に際してですね、いろいろ固定資産の情報とか、資産管理が曖昧で、なかなかこれを確定するのが大変だという話があるんですけども、この事業を下水と合わせてですね、9,430万で予定価格が組まれてて、で、結果、合計で5,500万で落札率58%で落札されております。で、そういった複雑な業務なんですけれども、この落札率で大丈夫なのかというかね、多少、心配がありまして、効果がはっきりするのは、来年度なのかかもしれないですけども、その前の話をすると、前の年の基本設計業務が、1,090万で予定されてたのが、920万ですか、かなりこう安く落札されていたように記憶して、その効果が今年度出ていると思われれます。この心配してた部分ではあるんですけども、実際この業務が進むにあたって、特にその支障がなく、滞りなく進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。
委員長	高田建設課長。
建設課長	はい、先ほど言われました、今回の業務の予定価格については、昨年実施した、昨年度っていうか令和3年度ですか、に実施した基本計画の中の業者が指定したっていうか、積み上げた金額になってるんです。で、その前に、その前段にですね、やれる業者っていうのが何社かありますので、お話聞いてる中では、もっと安い、今の固定資産評価のやつは安い価格があって、実際そこの安い価格の業者が今回落札したっていうことになってます。ですので、業務内容については問題なく進んで終了しておりますので、ご理解いただきたいと思います。
委員長	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
委員長	ほかにございませんか。質疑はございませんか。以上で歳出を終わります。
委員長	続いて歳入について、1款使用料及び手数料から5款町債まで。115頁から118頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。以上で歳入を終わります。

委員長	次に簡易水道特別会計財産に関する調書について質疑を受けます。質疑はございますか。質疑はございませんか。以上で簡易水道特別会計財産に関する調書の質疑を終わります。
委員長	次に認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計決算全般について総括質疑を受けます。質疑はございませんか。8番國部委員。
國部委員	はい、先ほどお伺いいたしました、令和6年度からの、に企業会計へ移行するというので伺っておりますが、この公営企業会計、そのルールなのではないと思うんですけども、これのメリットとデメリットというかですね、町民に与える影響等がありましたら、その水道料金とかですね、そういった部分でありましたら、メリット、デメリット含めてお教えいただきたいと思います。
委員長	高田建設課長。
建設課長	メリット、デメリットというか、質問の回答になってるかあれなんですけども、基本的には資産管理が会計上のもので、資産管理が整理できますよっていうのがメリットになります。ただ、今回の企業会計の適用に伴って、水道料金を見直して資産を、資産というか会計でつうつうにするっていうか、歳入歳出イコールにするっていうような考えは、今のところ考えておりませんので、町民に対する影響っていうのは特にないっていうことで、ご理解いただければと思います。
委員長	よろしいですか。はい、ほかに質疑はございませんか。以上で認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	次に認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計について歳出から行います。1款下水道費から2款公債費。129頁から132頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で歳出を終わります。
委員長	続いて歳入について、1款分担金及び負担金から7款町債。124頁から128頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で歳入を終わります。
委員長	次に下水道特別会計財産に関する調書について質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で下水道特別会計財産に関する調書の質疑を終わります。
委員長	次に認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計決算全般についての総括質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計決算全般についての総括質疑を終わります。暫時休憩いたします。14時10分まで。
	休憩（13：57） 再開（14：10）
委員長	休憩を解き会議を再開いたします。次に認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計について事業勘定ごとに行います。保険事業勘定の歳出について、1款総務費から6款諸支出金。144頁から161頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で保険事業勘定の歳出を終わります。
委員長	続いて保険事業勘定の歳入について、1款保険料から8款諸収入。134頁から104、失礼しました、134頁から143頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で保険事業勘定の歳入を終わります。
委員長	次に介護サービス事業勘定の歳出について、1款総務費から2款サービス事業費。165頁から166頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございますか。質疑はございませんか。以上で介護サービス事業勘定の歳出を終わります。
委員長	続いて、介護サービス事業勘定の歳入について、1款サービス収入から4款諸収入。163頁から164頁まで一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で介護サービス事業勘定の歳入を終わります。
委員長	次に介護保険特別会計財産に関する調書について質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で介護保険特別会計財産に関する調書

	の質疑を終わります。
委員長	次に認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計決算全般について総括質疑を受けます。質疑はございませんか。質疑はございませんか。以上で認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計決算全般についての総括質疑を終わります。
委員長	次に令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算審査にかかる監査委員の意見書について質疑を受けます。質疑はございませんか。無いようですので、以上で監査委員の審査意見についての質疑を終わります。
委員長	次に認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計について、収益的収入及び支出について一括で質疑を受けます。質疑はございませんか。8番國部委員。
國部委員	決算書の8頁、8頁の医業費用のどこ、ロなんですけれども、前年度の比較すると、3行目ですね、907万5,638円増額になったとあるんですが、12頁の③の事業費に関する事項で見ると、858万5,638円となっております。この違いは何なのかということと、あとは、その主な要因として、経費の増額と挙げて、挙げられておりますが、今の12頁の表を見るとですね、圧倒的にこう、資産減耗費が多く、撤去費が高んだと思うんですが、こちら経費となっている特段の理由があれば教えてください。
委員長	齊藤病院事務長。
病院事務長	はい、大変申し訳ございません。決算書の中で今ご指摘の部分で、金額と文言の記載誤りがございました。今ご指摘の決算書の8頁の事業報告書(1)概要〈医業収益及び医業費用〉のロの部分で、3行目の金額、4行目の文言の部分でございます。正しい金額につきましては、907万5,638円の部分が、858万5,638円、また、次の4行目の主な要因の経費の増額の部分が、資産減耗費の増額となります。訂正してお詫び申し上げます。差し替えのほうお配りいたします。大変申し訳ございませんでした。
委員長	暫時休憩します。
	休憩(14:18) 再開(14:19)※休憩中に差し替え配付
委員長	休憩を解き会議を再開いたします。先ほどの國部委員のほうの質問は大丈夫でしょうか。はい。はい、8番國部委員。
國部委員	効果表の102頁にですね、職員住宅の設計業務が100、調査で160万ですね。で、医師住宅の解体工事に760万っていうことで、合計920万。で、決算書の中に、収益的支出の中で借り入れた企業債は930万とあって、この10万、恐らくこの12頁の一番下の10万の部分なのかなとは思いますが、これちょっと何の分か教えていただけますか。
委員長	齊藤病院事務長。
病院事務長	はい、その10万円の部分につきましては、診療所のアスベスト調査のほうの10万円ということで、この決算書のほうには記載されない金額でございます。
委員長	失礼しました。マスクを外してもう一度答弁願います。齊藤病院事務長、今の答弁もう一度お願いします、はい。
病院事務長	はい。
委員長	はい、齊藤病院事務長。
病院事務長	すいません、ちょっとお時間いただければと思います。
委員長	ほかにありませんか。暫時休憩いたします。
	休憩(14:24) 再開(14:25)
委員長	再開します。齊藤病院事務長。
病院事務長	大変申し訳ございません。この10万円については、診療所建設事業の中のアスベストの分析調査、これの委託料の起債借入れの金額でございます。
委員長	はい、よろしいですか。はい、8番國部委員。

國部委員	ということは、15頁の決算書の、15頁の支出でいうとこの委託料に、の一部に充てられているという解釈でよろしいということですか。
委員長	齊藤病院事務長。
病院事務長	はい、そのとおりでございます。
委員長	よろしいですか。はい、ほかにございますか。ほかにございませんか。以上で収益的収入及び支出についての質疑を終わります。
委員長	続いて資本的収入及び支出について一括で質疑を受けます。質疑はございますか。質疑はございませんか。以上で資本的収入及び支出について質疑を終わります。
委員長	次に認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算全般について総括質疑を受けます。8番國部委員。
國部委員	はい、昨日の一般会計の補正のときにお伺いした、6年度以降の決算に関して、特別会計でという話を伺っておりました。で、先ほど水道会計のところ、わずかながら、メリット、企業会計になるメリットとして、資産の資産管理が明確になるということまでいただいております。で、実際、この病院会計に関して、今回も赤字1,300万でしたっけ、こう、赤字なり、黒字なりってこう、発表されるのが明確に発表されてですね、その経営状況が分かりやすいという部分でですね、感じるんですけども、その特別会計、企業会計ではなく、特別会計にするその理由というかですね、企業会計を採用しないというところをお聞きしたいんですけども。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	町全体の会計の話もございますので、ちょっと私のほうから答えさせていただきます。企業会計を適用、今回、診療所ということで、適用しなければならぬという選択肢ではなくなります、まず。そういった中で、企業会計にすることによって、収益、未収金等で管理するというところで、通常の一般会計等とは違って、総計主義ではなくて、資産とか財産の管理をしながら運営してっていうような形になるものが、企業会計であるんですけども、一番のメリットというかですね、企業会計を選ばない理由としましては、まず、一般会計と同様にですね、決算統計等をですね、作業的な取組っていうかですね、企業会計にすると、また事務的に煩雑になる部分もございますので、そういった部分を見ると、一般会計と同様な会計を選択することができるのであれば、その方法でもいいのではないかと、ところで、現在、別な特別会計っていうようなことを考えております。簡単なほうを選ぶっていうような解釈にも取られるんですけど、そこについてはですね、事務方も専門的に企業会計等を担当する職員がいるわけでもございませぬので、実際、委託等により会計なんだっけ、公認会計士等にお願いして決算等、会計処理手伝ってもらってる状況がありますので、そういった部分を簡略化していくっていう部分もございまして、特別会計で行いたいというような考えをもっております。
委員長	よろしいですか。はい。ほかにございますか。無ければ、以上で認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算全般についての総括質疑を終わります。先ほど國部委員からの質問についての答弁がございます。小森経済課長。
経済課長	先ほどの基金の積み立ての関係なんですが、今作業中でございます。ちょっと本委員会では、ちょっと報告できませんので、明日の議会内での報告になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
委員長	よろしいですか。はい。以上をもって、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号にかかる審査は全て終了いたしました。これより委員会としての結論を出すこととなりますので、説明員の方々の退席を求めます。暫時休憩いたします。説明員の方には開会時間はおって連絡いたします。委員会室での待機願います。
	休憩（14：33） 再開（14：36）

委員長	休憩を解き会議を再開いたします。只今から委員会としての結論を出します。認定第1号、令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案件は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第1号、令和4年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第2号、令和4年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第3号、令和4年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第4号、令和4年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第5号、令和4年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め採決を行います。認定第6号、令和4年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定に

	<p>ついて、お諮りいたします。本案は討論省略、採決してよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
委員長	<p>異議なしと認め採決を行います。認定第7号、令和4年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
委員長	<p>起立全員であります。したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。以上をもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。これをもちまして、令和4年度遠別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>